

# 指定障害児通所支援事業

## 指定申請のてびき

2021年（令和3年）4月

明石市障害福祉課

# ▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲ 目次 ▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲

I	概要	3
	1 はじめに	3
	2 明石市が新たに指定等を行う障害児通所支援の種類と内容	
	3 指定の要件	
	4 障害児通所支援事業の形態について	7
II	事業指定に係る事務手続きについて	10
III	新規指定申請について	
	1 指定申請のスケジュール	11
	2 提出書類	
	3 申請書類の作成と手順      4 申請方法      5 申請受付と審査機関	
	6 障害児通所支援事業等の開始届について	
	7 児童福祉施設の設置認可等	
	8 指定	12
IV	指定等の変更届出について	
	1 指定内容に関する変更	
	2 介護給付費算定届に関する変更	
	3 障害児通所支援事業等変更届について	
V	障害児通所支援の人員・設備基準等について	14
	(1) 共通の基準    1) 人員配置基準	
	2) 設備基準	17
	3) 最低定員	
	(2) 支援の種類ごとの個別基準    ①児童発達支援・放課後等デイサービス	17
	②児童発達支援センター	18
	③医療型児童発達支援	20
	④居宅訪問型児童発達支援	
	⑤保育所等訪問支援	21
	児童発達支援管理責任者の資格要件	22
	巻末資料1 運営規程の作成に際しての留意事項	24
	巻末資料2 障害福祉サービス事業等の明石市独自基準	25

# I 概要

## 1. はじめに

障害児通所支援事業を提供する事業者は、児童福祉法（以下、「法」という。）第21条の5の15等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

このたびきは、指定を受けるために必要な要件や手続きの方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読みください。

## 2. 明石市が新たに指定等を行う障害児通所支援の種類と内容

種類		内容
障害児通所支援	児童発達支援 ・児童発達支援センター ・児童発達支援センター以外のもの	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、主に未就学の障害児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
	医療型児童発達支援	上肢・下肢・体幹の機能の障害がある児童を通わせ、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での指導及び訓練並びに治療を行う。
	放課後等デイサービス	学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態などの障害児に対して、外出することが著しく困難な場合に、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

## 3. 指定の要件

障害児通所支援事業所として指定を受けるには、法第21条の5の15及び明石市の条例等の規定に基づき以下の要件を満たす必要があります。

- 法人格を有すること
- 申請者及び管理者が暴力団員等でないこと
- 事業所の運営に暴力団等の支配を受けないこと
- 事業所の指定基準を満たし適正な運営が見込めること
- 法第21条の5の15第3項の欠格事由に該当しないこと

※「支援の種類ごと」「事業所ごと」に要件を満たしていただく必要があります。

【法第21条の5の15第3項（一部抜粋）】

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当

該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

#### 八 削除

九 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

(1) 事業者の責務について (法第 21 条の 5 の 18)

- ① 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
- ② 提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。
- ③ 障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(2) 指定基準について (法第 21 条の 5 の 19)

支援の種類ごとに以下の 3 つの視点から指定基準が定められています。また、指定後も指定基準を遵守する必要があります。

- 人員基準 . . . 従業者の知識・技能・人員配置等に関する基準
- 設備基準 . . . 事業所に必要な設備等に関する基準
- 運営基準 . . . サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など事業を実施する上で求められる運営上の基準

根拠法令等一覧

条 例	
明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 29 年明石市条例第 44 号)	
明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 30 年明石市条例第 43 号)	
基 準	省 令 ・ 告 示
指定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 15 号)
最低基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号)
報酬算定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)

(3) 最低基準について

児童発達支援を提供する施設 (法第 43 条に規定される児童発達支援センター) については、最低基準も満たしていただく必要があります。

- ・明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年 12 月 26 日明石市条例第 44 号）
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対して、明石市は、改善勧告、改善命令、指定取り消し等の処分を行うことができます。（法第 21 条の 5 の 23 等）

#### 4. 障害児通所支援事業の形態について

##### (1) 一体型事業所（複数の場所の事業所を一体的に管理運営するもの）

指定障害児通所支援事業者等の指定等は、原則として指定通所支援の提供を行う事業所ごとに行いますが、児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定します。この場合、指導員等の総数や報酬単価の定員規模については、主たる事業所と従たる事業所とを合わせた利用定員数によって算定します。

##### ① 人員及び設備に関する要件

- ア「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。
- イ「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。
- ウ「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

##### ② 運営に関する要件

- ア 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること。
- イ 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

##### (2) 多機能型事業所について（複数の事業を一体的に行うもの）

障害児通所支援事業において、複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型としての指定が可能となります。なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく追加指定となります。

## 【多機能型事業所の特例】

### ① 従業員の員数に関する特例

従業者については、管理者を除いて専ら当該職務に従事する必要があるが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれの事業の専従要件までは課さないものとする。その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数が確保される必要がある。

### ② 設備に関する特例

サービスの提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

### ③ 利用定員に関する特例

当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上）とすることが可能

### ④ 報酬について

報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の合計数を利用定員として算定する。

## (3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱い

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合については、一の指定通所支援事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能です。ただし、平成24年3月31日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれの事業所として取り扱うことができます。なお、独立した事業所としての判断基準は③のとおりです。

### ① 人員及び設備に関する要件

ア それぞれ利用定員が5人以上であること。

イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

### ② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制（例えば、従業者が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。



③ 独立した事業所としての判断基準

- ア サービスの提供が一体的に行われていない。
- イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。
- ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

(4) 共生型サービスについて

平成 29 年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、

- ・ 障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする
- ・ 地域の実情に合わせて (特に中山間地域など)、限られた福祉人材の有効活用

という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が、障害者総合支援法、介護保険法及び児童福祉法にそれぞれ位置付けられました。(障害者総合支援法第 41 条の 2)

これは、上記 3 法のいずれかのサービスの指定も受けやすくする、「(共生型) 居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたものです。

(介護保険サービス等の指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉 (共生型) の同種サービスの指定を受けることが可能)

【共生型サービスの規定が設けられている障害児通所支援事業のサービス種類】

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

【その他留意事項】

□共生型サービスに係る指定の申請方法については、既存の指定障害福祉サービス等に係る申請書と同様の記載事項としつつ、3法で共通する項目の一部につき、既に指定権者に提出している事項と変更がない場合には、申請書の記載又は書類の提出を省略・簡素化できます。

□共生型サービスにかかる報酬の額は、本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬とは区別し、基準該当サービスを参考に設定されています。

## II. 事業指定にかかる事務手続きについて

### 1. 新規指定

新たに事業を開始する事業者は、「Ⅲ 新規指定申請について」により申請を行ってください。

指定はサービス種類ごとに行いますので、既に指定を受けている事業者であっても、他のサービス種類の事業を行う場合は、あらためて指定申請を行う必要があります。

### 2. 指定変更

指定障害児通所支援事業者は、ほかに当該事業所の名称及び所在地その他法令等で定める事項に変更があったときは、その旨を 10 日以内に市長に対して届け出なければならないとされています。福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターの設置者についても、設置者の住所その他法令等で定める事項に変更があった場合は、10 日以内に市長に届け出なければなりません。ただし、一部、事前の変更申請が必要なものがあります。

具体的な手続方法については、「Ⅳ 指定等の変更届出について」を参照してください。

### 3. 廃止・休止

指定障害児通所支援事業者は、当該指定にかかるサービスの事業を休廃止するときは、休廃止の 1 ヶ月前までに市長に届け出なければならないとされています。

### Ⅲ 新規指定申請について

#### 1. 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日を基本とします。申請受付後、休庁日を除く30日程度（補正に要する期間は除く、実日数にして45日程度）で審査及び指定手続きを行いますので、指定申請書類は、事業開始予定日の1か月半前までに提出してください。

申請書類の提出までに事前相談を行いますので、事前に電話により日時を予約のうえ、来庁してください。事前相談の際には、指定申請事前相談シートと事業予定物件の平面図が必要です。

#### 2. 提出書類

- 申請の際に必要な書類は、主として①申請書、②付表、③参考様式、④添付資料ですが、支援の種類によって異なりますので、「障害児通所支援事業に係る指定申請書提出に際しての確認表」を参照し、申請書提出前に各項目の事業所確認欄を記入のうえ、当該確認表を添えて提出してください。
- 申請様式等はホームページに掲載しています。

#### 3. 申請書類の作成と手順

- (1) 事業所ごとに申請書を作成し、必要事項を記入する。
- (2) 指定申請を行う支援の種類ごとの付表に必要な事項を記入する。
- (3) 支援の種類ごとに必要な添付書類を作成・準備する。
  - ※書類については、特段の定めがない限り日本工業規格A4型とします。
  - ※申請書類は、正副各1部を作成し、正本1部を提出願います。副本は申請者において保管してください。

#### 4. 申請方法

- 申請前に事前相談が必要です。事業開始予定日の前々月の1日までに、電話により日時を予約してください。（予約がなければ対応できない場合があります。）
- 申請書類、その他必要書類をすべてそろえたうえで持参又は郵送で提出してください。書類がそろっていない場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

#### 5. 申請受付と審査機関

- 申請受付後は、休庁日を除く30日程度（補正に要する期間は除く。）で審査を行います。
- 申請受付と審査は、明石市役所障害福祉課で行います。

#### 6. 障害児通所支援事業等の開始届について

障害児通所支援事業を開始するにあたっては、法第34条の3第2項に基づき、指定申請と同時に必ず、障害児通所支援事業等開始届を本市（提出先は指定申請と同じ）に提出する必要があります。

#### 7. 児童福祉施設の設置認可等

※対象となる児童福祉施設

福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター

国、県、市町以外の者が児童福祉施設を設置するにあたっては、指定申請と同時に必ず、法第35条第4項の規定に基づき、本市の認可が必要です。

## 8. 指定

- 審査の結果、基準を満たすと判断された事業者は、指定障害児支援事業者として指定します。
- 指定は原則として、毎月1日です。指定日より事業を開始できます。
- 指定にあたっては、指定日や事業所番号が記載された指定通知書を送付します。

## 9. その他

- 運営規程の内容については、明石市の独自基準を定めています。巻末資料2を参考に、運営規程に盛り込むようお願いします。
- 指定された事業者の情報については、報酬の審査・支払のため、兵庫県を通じて国民健康保険団体連合会に提供されます。その際には、行政専用のセキュアなネットワークであるLGWAN-ASPサービスを使用した障害者自立支援法指定事業者管理システムを使用します。
- 事業所の情報は、WAM-NET等に掲載し、市民に広く情報を提供します。WAM-NETへの事業所情報の登録は指定審査終了後に可能になります。
- 令和3年4月1日現在、障害児通所支援事業の指定に係る手数料の徴収は行っていません。
- 今後の厚生労働省からの通知や変更のお知らせ等は、特に重要なものを除き、明石市のホームページによりお知らせしますので、定期的を確認するようにしてください。

## IV. 指定等の変更届出について

どのような場合に変更届出が必要になるかについては、サービスの種類によって異なりますが、指定申請の際に指定申請書及び各種付表に記載した事項について変更があった場合には届出が必要になります。

また、介護給付費等算定届にかかる変更についても届出が必要となります。

### 1. 指定内容に関する変更（変更日から10日以内）

変更届出が必要な代表的な例は、以下のとおりです。

- 事業所・施設の名称及び所在地が変更になった場合
- 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等が変更になった場合
- 建物の構造、事業所の平面図、設備の概要が変更になった場合
- 管理者、児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所が変更になった場合
- 運営規程等が変更になった場合 等

### 2. 介護給付費等算定届に関する変更

介護給付費等算定届にかかる変更は、変更届の提出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、注意してください。

【算定開始時期の取扱い】 ※下記は原則であり、これらによらない場合があるので注意

#### (1) 加算等の算定される単位数が増える場合

- ① 届出が月の15日以前に行われた場合…翌月から算定開始
- ② 届出が月の16日以降に行われた場合…翌々月から算定開始

(2) 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わないものとする。

### 3. 障害児通所支援事業等変更届について

児童福祉法第34条の3第3項の規定に基づき、障害福祉サービス事業内容等の変更にあたっては、変更申請とは別に、「障害児通所支援事業等変更届」の届出を本市に行う必要があります。

## V. 障害児通所支援の人員・設備基準等について

### (1) 共通の基準

#### 1) 人員配置基準

#### ◎ 管理者

責 務	①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

#### ◎ 児童発達支援管理責任者

配 置 数	・常勤1人以上
資格要件	別添P22 児童発達支援管理責任者の資格要件を参照のこと
業 務	<p>① 通所支援計画の作成に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児について適切な方法によりアセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を加え、通所支援計画の原案を作成。</li> <li>・ 通所支援計画の作成に係る会議を開催し、通所支援計画の原案に対する意見を聴取。</li> <li>・ 作成した通所支援計画を保護者に説明、交付。</li> <li>・ 通所支援計画の実施状況を把握し（モニタリング）、6月に1回以上見直しを実施。</li> </ul> <p>② 障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>

◎ 児童指導員

資 格 要 件

次のいずれかに該当する者

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ※「専修」が要件であるため、大学で社会福祉学等单位を取得しただけの場合は非該当
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業（下記※）に従事したものの
- ⑨ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- ⑩ 3年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの  
 ※「児童福祉事業」・・・社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち児童福祉法に係る事業（障害児通所支援事業を含む）

※児童福祉事業とは？

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター  
 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業  
 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業  
 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

※実際に業務に従事した日数は、1年あたり180日以上とする。

- (例) 実務経験2年・・・従事期間2年以上かつ、従事した実日数360日以上が必要  
 〃 3年・・・従事期間3年以上かつ、従事した実日数540日以上が必要

## ◎ 機能訓練担当職員

業務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。 ※ 特別支援加算を算定する際に配置が必須。
<b>資 格 要 件</b>	
<p>【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員】</p> <p>※ 主に重症心身障害児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。</p> <p>【心理指導担当職員】</p> <p>次のいずれも満たす者</p> <p>① 学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）若しくは大学院で、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>② 個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p>	

## ◎ 看護職員

<b>資 格 要 件</b>
保健師、助産師、看護師、准看護師

※管理者以外の方については、資格証や実務経験証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要です。

### 【用語の定義】

#### 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。以下同じ。）に達していること。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

#### 「常勤換算」

事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算することをいう。

#### 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該支援以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。



## 2) 設備基準

構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等、障害児の保健衛生及び防災に配慮されていること。

(支援ごとの設備基準についてはP18～P21の表中「設備基準」を参照してください。)

## 3) 最低定員 (通所支援事業者)

主たる対象	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	多機能型(障害児のみ)	多機能型(障害福祉サービス含む)
重症心身障害児以外	10人	10人	10人	全体で10人	全体で20人以上のとき 障害児通所支援で5人
重症心身障害児	5人	10人	5人	全体で5人	下記のとおり

※ 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援に定員はありません。

(2) 支援の種類ごとの個別基準

① 児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

《対象》

【児童発達支援】療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

【放課後等デイサービス】学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

【人員・設備基準】

		主として重症心身障害児以外を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
		人員基準	従業員	人員配置基準上	①1人以上は常勤 ②単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○障害児の数が10人まで：2人以上 ○10人を超えるもの：2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※機能訓練担当職員をサービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可 ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員の配置が必要（※1、※2）
看護職員	1人以上				
児童指導員又は保育士	1人以上				
機能訓練担当職員	1人以上				
上記以外	指導員等				
児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）		児童発達支援管理責任者	1人以上	
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合（必要に応じて配置）				
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）			
設備基準		○指導訓練室（訓練に必要な機械器具等を備えること） ○他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ等が必要 ○専ら当該児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）			

（※1）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。

（※2）看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に、児童指導員又は保育士の合計数に含められる。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

② 児童発達支援センター

【人員・設備基準】

人員基準	嘱託医	1人以上	—	
	児童指導員及び保育士	・単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上	機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる	
	栄養士	1人以上	障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる	
	調理員	1人以上	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる	
	※ 従業者 児童発達支援管理責任者	1人以上	—	
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる	
	主として難聴児を 通わせる場合	言語聴覚士	指定児童発達支援の単位ごとに4人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	
	主として重症心身障害児を 通わせる場合	看護職員	1人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
		機能訓練担当職員	1人以上	
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務と兼務可）			
設備基準	指導訓練室	・定員 おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積 2.47㎡以上 ※ 主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く		
	遊戯室	・障害児1人当たりの床面積 1.65㎡以上 ※ 主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる（支援に支障がない場合）	
	屋外遊戯場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む		
	医務室 相談室	必要な設備です		
	調理室 トイレ	必要な設備です		
	静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合		
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合		
	その他	・児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ・専ら当該指定児童発達支援センターの事業の用に供すること (支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可)		

※ 従業者（嘱託医を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること  
（支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

### ③ 医療型児童発達支援

【支援の概要】 ⇒ 児童発達支援及び治療を行う。

対象 = 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

#### 【人員・設備基準】

人員基準	※ 従業者	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
		児童指導員	1人以上
		保育士	1人以上
		看護職員	1人以上
		理学療法士又は作業療法士	1人以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上
		機能訓練担当職員	言語訓練等を行う場合（必要に応じて配置）
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの		
設備基準	医療法に規定する診療所に必要とされる設備（★）		専ら当該医療型児童発達支援の事業の用に供すること （支援に支障がない場合は★を除き他の社会福祉施設との兼用可） ※階段の傾斜は緩やかにする
	指導訓練室		
	屋外訓練場		
	相談室		
	調理室		
	浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備		

※ 従業者は、専ら事業所の職務に従事する者であること（支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業員を除き、併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

【支援の概要】 ⇒ 重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

対象 = 児童発達支援（医療型）又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児

#### 【人員・設備基準】

人員基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、3年以上直接支援業務に従事した者	
		児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）	
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （支障がない場合は児童発達支援管理責任者との兼務可）		
設備基準	専用の区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない	
		受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</li> <li>手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮</li> <li>専ら当該居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）</li> </ul>		

※直接支援業務・・・入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下、「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

⑤ 保育所等訪問支援

【支援の概要】 ⇒ 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

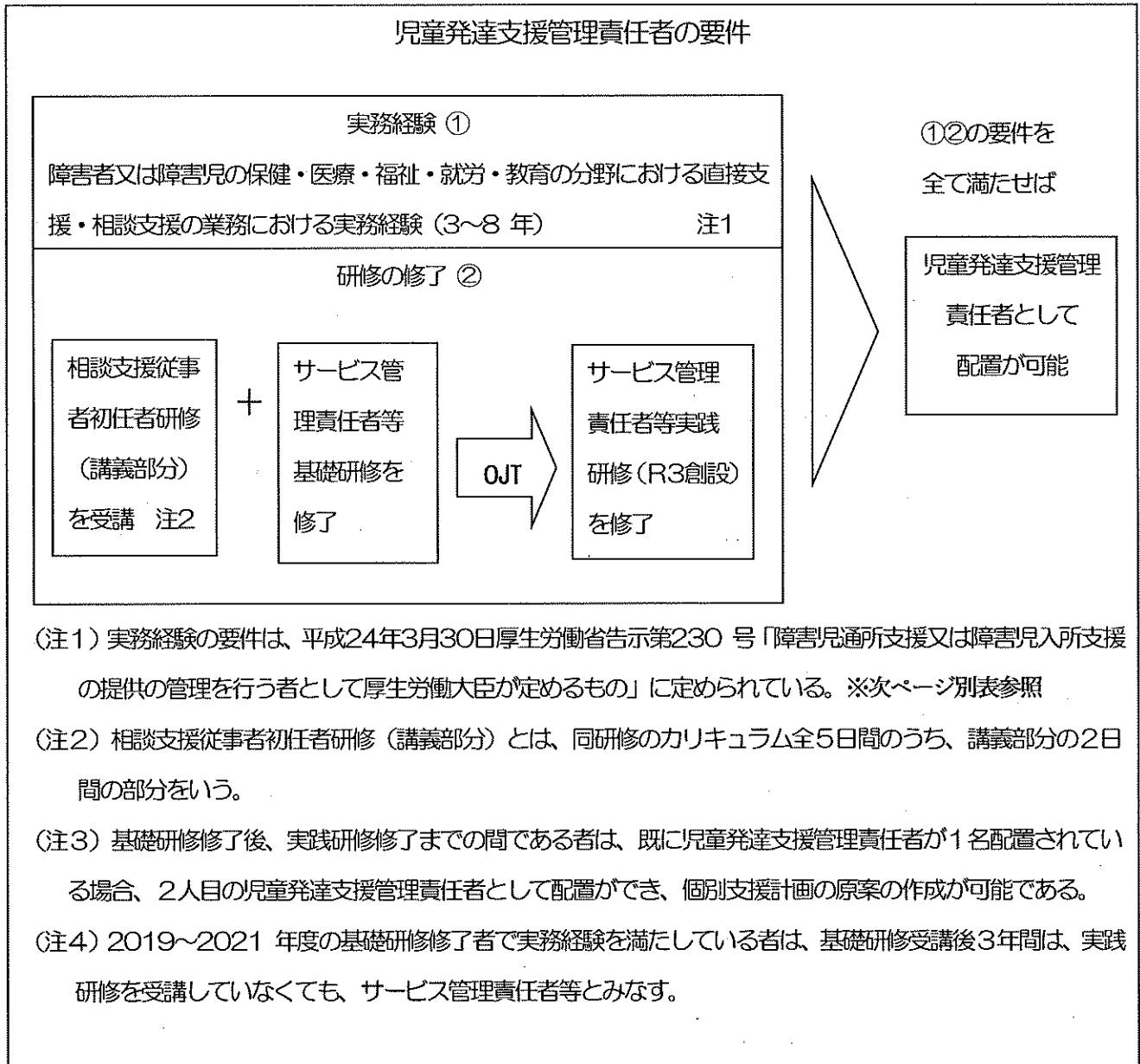
対象 = 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設（放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

【人員・設備基準】

人員基準	従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数 ※ 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者
		児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること）
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （支障がない場合は児童発達支援管理責任者との兼務可）	
設備基準	専用の区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
		受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品</li> <li>・ 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮</li> <li>・ 専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供すること （支援に支障がない場合は共用可）</li> </ul>	

## 児童発達支援管理責任者の要件について

障害者又は障害児の支援に関する実務経験（内容によって3年～8年）があり、かつ「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了することが要件となっている。  
 詳細は以下のとおり。



別表 児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験の業務内容及び経験年数について

区分	要件に該当する業務内容	経験年数
第1 相談 支援 業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センター、老人福祉施設、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	従事期間 5年以上
	イ 保険医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上（現 介護職員初任者研修）に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	かつ ゴシック下線を 通算した期 間を除外して 3年以上
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事者	
	エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における進路相談・教育相談の業務従事者	
	オ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者	
第2 直接 支援 業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床 ○障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	従事期間 8年以上  かつ ゴシック下線を 通算した期 間を除外して 3年以上
	キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従事者	
	ク 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
	ケ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）	
第3 有資 格	コ 区分「第2」の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上【現 介護職員初任者研修】に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	従事期間 5年以上  かつ 区分「第2」 のゴシック下 線を通算した 期間を除外し て3年以上
第4 国家 資格	サ 次の①及び②のいずれにも該当する者 ①区分「第1」から区分「第3」を通算した「従事期間」から、区分「第1」から区分「第2」のゴシック下線を通算した期間を除外して3年以上の者 ②国家資格による従事期間が通算して5年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

(注) 区分「第1」と区分「第3」との通算は可

明石市独自基準及び「明石市暴力団排除条例」の制定により、運営規程に記載することが望ましい内容は以下のとおりですので、ご留意ください。

記載することが望ましい内容

- ① 人格尊重、秘密の保持に関する事項
- ② 暴力団等の影響の排除
- ③ 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表
- ④ 研修による計画的な人材育成
- ⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応
- ⑥ 身体拘束の禁止と虐待防止に関する研修の実施
- ⑦ 非常災害への備え

明石市独自基準に関する規定における運営規程への記載例

(人格の尊重)

第〇〇条 事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供するものとする。

(秘密の保持)

第〇〇条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得るものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第〇〇条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第〇〇条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第〇〇条 事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第〇〇条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

2 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

4 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束の禁止と虐待防止に関する研修の実施)

第〇〇条 事業者は、すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管するものとする。

(非常災害への備え)

第〇〇条 事業者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。



明石市では国の定めた基準の他、明石市独自の基準を設けていますのでお知らせします。  
(平成30年4月)

## 全サービス共通

### 1. 原則

利用者の意思及び人格を尊重して常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

### 2. 諸記録の保存

諸記録を整備した日から5年間保存しなければならない

### 3. 暴力団の排除

事業者・設置者、管理者が暴力団員等であってはならない。  
運営について、暴力団等の支配を受けてはならない

### 4. 自己評価

運営の内容について、自ら評価を行いその評価結果を公表するよう努めなければならない。

### 5. 従業員の育成

事業者は従業員の計画的な育成に努めなければならない。

### 6. 虐待行為の禁止

利用者に対し、虐待行為をしてはならない。

### 7. 事故の発生・再発防止の措置

事故の発生・再発防止の措置を講じなければならない。

### 8. 身体拘束等の禁止・虐待防止に係る研修の実施

身体拘束等の禁止や虐待防止を中心とした研修を全職員に対し、1年に1回以上実施しなければならない。

### 9. 非常災害への備え

事業者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

## その他

### ☆共同生活援助

入所施設や病院と同敷地内であっても、独立した建物で家族や地域住民との交流の機会が確保される場合は共同生活住居とすることができる。

### ☆障害者支援施設

便所にブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。